

社会福祉法人ほほえみ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほほえみ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の基準額)

第3条 月額報酬は次に定める額とし、職務に従事している場合に支給する。

役職	常勤	非常勤
理事長	1,000	300

単位：千円

※非常勤役員における支給基準は、概ね週1日～3日勤務する場合とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等 (常勤役員)	11,139 円 (源泉所得税込)	実費
理事会出席報酬等 (非常勤役員)	33,411 円 (源泉所得税込)	実費

2 評議員及び監事が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	33,411 円 (源泉所得税込)	実費

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月24日より適用する。

この規程は、令和2年4月1日より適用する。

この規程は、令和5年9月5日より適用する。